

諮問番号：令和5年度諮問第14号

答申番号：令和6年度答申第3号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和5年5月8日、神戸市長田福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき、同日付け補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和5年5月29日、法第7条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付け障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「課長通知」という。）に照らし、本件申請を却下する旨を決定し、審査請求人に対し、令和5年5月29日付け神〇〇第〇〇号却下決定通知書により通知した（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、令和5年7月4日、本件処分を取り消し、許可決定に変更する、との裁決を求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は次のとおり、処分庁は審査請求人の困窮した現状を無視する事である。

現状では日常生活すごしていくには手動車椅子2台と電動車椅子1台計3台が必要です。1台手動車椅子はデイサービスに通うため、外で汚れてしまう。審査請求人が汚れを拭き取る事ができないから、家の中にはもう1台手動車椅子を使う。外出の時には坂がきついで電動車椅子がなければどこにも行けません。しかし、介護サービス利用できるのは2台まで、もう1台全額自己負担になる。毎月高額な医療費と介護サービス利用費の負担は少ない年金生活者の審査請求人にとって重苦しい。少しでも負担を減らして欲しいから、電動車椅子を長期的レンタルから購入して永久に使う方が、審査請求人にとって助かる。是非補装具費の支給申請制度を利用したい。65才の年齢制限はあくまで原則ではあるけど、困窮した審査請求人を助けて下さい。お願いします。

- (2) 処分庁の弁明に対する反論

ア 当初、本件申請の為、区役所福祉課に訪ねた。処分庁は審査請求人はすでに65才以上である事を知りながら補装具費支給申請書を提出と指示し、後にその申請を審査請求人は65才以上で対象外の理由で却下した。

イ 審査請求人は指示通り申請手続に必要な書類提出の為、  
病院に行き、医師の同意書等をお願いした。足が不自由のため、高いタクシー代も支払った。病院に郵送費も支払った。高齢で身体障害者の審査請求人を馬鹿にした役所の福祉担当者に対し、憤りを覚えます。

ウ 現在は買物用に電動車椅子1台(家の周辺は坂がきついで、電動車椅子でなければ絶対無理)と手動車椅子2台、(1台は室内用、

もう1台はデイサービス通うのに使う（外での汚れは審査請求人が拭き取りできない為）計3台レンタルした。しかし介護保険適用は2台までだから、1台は全額自費負担した。年金額少ない審査請求人にとって、毎月高い医療費負担と介護サービス利用料負担、さらに3台車椅子レンタル料の負担、生計が圧迫され、やむをえず現在はデイサービスの利用を一時停止にした。

エ これから先、病気と付き合いながら審査請求人は長生きする努力したいけど、車椅子のレンタル料の負担も減らしたい。長期的に考えれば買った方が有利と思います。是非、審査請求人の申請を許可されますようお願いいたします。

## 2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 事実関係

争いのない事実、処分庁の提出資料等によれば、以下の事実が認められる。

ア 審査請求人（生）は、本件申請当時70歳で、介護保険の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号）であり、両下肢麻痺の障害があり、同法第7条第3項第1号に規定する要介護者であった。

イ 審査請求人は、本件申請書に、「現在使用中の電動車椅子のレンタル料は、月2,700円の自己負担ですが、レンタルを続けるより購

入した方が長期的な金銭的負担が小さいと判断している」と記載していた。また、本件申請書に附属する医師の意見書（令和5年3月8日付け  医師作成）には、申請に係る補装具は、レディメイドの電動車椅子と記載されていた。また、審査請求人は、本件審査請求の審理手続において、本件申請当時、介護保険法による介護給付として福祉用具である車椅子2台の貸与を受けていたと、また、現在、電動車椅子1台と手動車椅子2台をレンタルしており（2台は介護保険適用、1台は全額自費負担。手動車椅子のうち1台は室内用、1台はデイサービスに通う際に使用しており、外での汚れは自分でふき取りができないため）の3台をレンタルしていると説明している。

## (2) 判断

ア 本件申請に係る電動車椅子は、法にいう「補装具」（法第5条第25項）に該当し、かつ、介護保険法にいう「福祉用具」（同法第8条第12項）に該当する（「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）第1項本文、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第93号）第1項）。

イ 自立支援給付と介護保険法による給付の調整については、法第7条において、自立支援給付に相当する介護保険法の介護給付を受けられることができる場合には、原則として介護給付を受けられることができる限度において自立支援給付を支給しない、すなわち、介護給付を受けられない範囲についてのみ支給する旨が定められている。

ウ また、法第7条による自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての考え方を示す課長通知には、「サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事

業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けられることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。」という基本的な考え方が示されており、補装具費と介護保険制度との適用関係については、「介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。」としつつ、「ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。」としている（処分庁は、本件審査請求の審理手続において、平成25年3月29日付け障企発0329第5号・障障発0329第9号厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知による改正前の課長通知の名称である「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」の規定に基づき本件処分をしたと主張しているところ、課長通知は、上記改正の後、平成26年3月31日付け障企発0331号第2号・障障発0331第2号及び平成27年3月31日付け障企発0331第1号障障発0331第5号厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知によって改正されている。しかし、処分庁が適用した課長通知の該当部分と改正後の課長通知の該当部分に違いはないため、このことをもって本

件処分が違法又は不当であるということとはできない。)

また、「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）においても、介護保険による貸与がなされる場合には、原則として補装具費の支給はしないが、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると認められる場合には、更生相談所の判定等により補装具費を支出して差し支えない、とされている。

エ すなわち、法第7条、課長通知及び部長通知は、社会保険優先の原則（公費負担の制度よりも社会保険制度を優先するという社会保障の基本的な考え方）により、介護保険の利用を優先すべきことを原則としつつ、介護保険によっては貸与を受けられない、個別の身体状況に対応する特別の補装具が必要な場合には、法に基づく補装具費として支給することが可能である旨を示していると解される。

オ そこで、本件申請について検討するに、審査請求人は、介護給付として電動車椅子の貸与を受けており、レンタル料の自己負担を軽減するため電動車椅子を購入したいと考え、これに掛かる補装具費の申請を行ったものと解されるが、上述した介護保険優先の原則に照らせば、すでに介護給付として福祉用具の貸与を受けている者が、自己負担を軽減するために、同じ介護給付に相当する補装具について自立支援給付を申請することは認められないというべきである。

また、本件申請に係る補装具は、レディメイドの電動車椅子であって、介護保険では貸与を受けられない個別の身体状況に対応する特別な車椅子を希望しているものではないから、課長通知等に示されている補装具費を支給できる場合に該当しない。

カ なお、審査請求人は、本件審査請求の審理手続において、日常生

活で電動車椅子1台（外出用。坂がきついため。）と手動車椅子2台（自宅用とデイサービス用。汚れを自分でふき取ることができないため。）が必要であり、現在これらの貸与を受けているが、介護保険で貸与を受けられるのは2台までで、もう1台は全額自己負担となっているため経済的負担が大きい等を主張している。しかしながら、これは、福祉用具貸与において同一品目の複数貸与が認められるか否かという介護保険の問題であり、介護保険で3台目の車椅子の貸与が認められなかったとの理由により補装具費を申請することは、介護保険優先の原則に照らしてできないと解される。

### (3) 結論

以上のとおり、処分庁が法第7条及び課長通知等に基づき本件申請を却下した本件処分には、違法又は不当な点は認められない。

## 第5 調査審議の経過

令和6年2月14日 第1回審議

令和6年3月25日 第2回審議

令和6年4月18日 第3回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 電動車いすに係る補装具費の支給基準

法第76条第1項は、電動車いすを含む補装具費の支給について、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合、当該申請に係る障害者等の状態からみて必要であると認めるときは、補装具費を支給することを規定している。

### 2 処分庁の適用した規範の合理性及び適切性

課長通知及び部長通知は厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したもので

あるところ、その内容面において、特段、不合理又は不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、課長通知及び部長通知の内容の不合理性又は不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生労働省の専門的知見を踏まえて作成された、課長通知及び部長通知の内容は不合理又は不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

### 3 補装具費と介護保険制度との適用関係

第4-2(2)イからエまでに記載のとおりであるから、これを引用する。

### 4 本件処分の適法性

審査請求人は、本件申請書によると、本件申請時点において65歳以上であり、両下肢機能に係る障害等級2級の認定を受けた身体障害者であるため、要介護者に該当するものと認められる。

そして、審査請求人は、「電動車椅子」の費用として補装具費を申請しているため、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望していることが認められる。

そこで、法第7条、課長通知及び部長通知に照らして判断するところ、審査請求人が、介護保険では貸与が受けられない個別の身体状況に対応する特別な車椅子を希望しているわけではないこと等からすると、当審査会としても、介護保険による福祉用具の貸与が優先されるとして本件申請を却下した処分庁の判断は違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張に理由はない、と判断した。理由については、第4-2(2)オ及びカ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

### 5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 6 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。



神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治